

【資料解題】

全米乳幼児教育協会 (NAEYC) 倫理綱領および責任声明  
(2005年改訂版 2011年更新版)

NAEYC Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment,  
revised April 2005, reaffirmed and updated May 2011

A position statement of the National Association for the Education of Young Children

鶴 宏史\*

TSURU, Hirofumi\*

1. 倫理綱領および責任声明の概要

(1) 解題にあたって

アメリカ最大の保育者の専門職組織である NAEYC (National Association for the Education of Young Children; 全米乳幼児教育協会) が Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment (倫理綱領および責任声明, 以下「倫理綱領」と略記する) を最初に策定したのは 1989 年である<sup>1</sup>。

倫理綱領策定後も, 実践者が使いやすく, また実効性のあることを目指して, 1992 年, 1997 年, 2005 年に改訂された。本稿で紹介するのは, 2011 年版の倫理綱領であるが, “Reaffirmed and Updated May 2011” とあるように, 2005 年改訂版の倫理綱領を見直して文言の追加および修正を行った, いわばマイナーチェンジといえるものである。本稿では変更された部分のみを訳出する<sup>2</sup>。

(2) 倫理綱領および責任声明の内容

倫理綱領は, 前文, 中核的価値, 概念的枠組, 行動規範(セクション I ~ IV), そして責任声明から構成される。前文では, 倫理綱領の意義・目的や対象が示されている。なお, 対象となるのは 0 歳から 8 歳まで子どもに対する保育実践である。

中核的価値では, 保育専門職として不可欠な価値が 7 項目示されている。すなわち, ①人間のライフサイクルの中で, ユニークで価値ある時期として, 子ども期を正しく認識する, ②子どもの発達と学習に関する知識(子どもはどのように発達するか, そして学ぶか)を, 我々の職務の基礎とする, ③子どもと家族の絆を正しく認識し, 援助する, ④子どもは, 家族, 文化, 地域, 社会の文脈の中で, 最もよく理解され, 援助されることを認識する, ⑤一人ひとりの個人(子ども, 家族成員, 同僚)の尊厳, 価値, 独自性を尊重する, ⑥子ども, 家族成員, 同僚の中で多様性を尊重する, ⑦誠実と敬意を基盤とし

た関係を背景にして, 子どもと大人は, その可能性を最大に発揮できることを認識する, である。

行動規範は, 4 つのセクションに分かれており, セクション I (子どもに対する倫理的責任), セクション II (家族に対する倫理的責任), セクション III (同僚に対する倫理的責任) 雇用者に対する倫理的責任, セクション IV (コミュニティと社会に対する倫理的責任) のセクションが設けられ, それぞれに理念(ideal)と原則(principal)が示される。理念は「専門職者の志を反映し」, 原則は, 「指針を導き, 倫理的ジレンマを解決する際に, 実践者を補助する」ものとして定義される。理念に比べて原則の方が具体性の高い記述となっている。

責任声明は, 倫理綱領の一部ではないが, 保育領域の特有の価値と道徳的義務を包含していることを, 一人ひとりが自発的に承認するものである。

2. 解題

NAEYC は, 今回の更新の経緯および内容について, 以下のように述べている<sup>3</sup>。

2011 年 5 月に, NAEYC 運営委員会は 2005 年改訂版の倫理綱領を再確認し, 2006 年 7 月に採用された Supplement for Early Childhood Program Administrators (保育プログラム管理者のための補足版, 以下「管理者のための補足版」と略記する) との一貫性を反映するために立場表明を更新した。

特に, 綱領のセクション III-C (同僚に対する倫理的責任/被雇用者に対する倫理的責任) が削除され, これらの理念と原則は, 管理者のための補足版に上書きされた。その他の細かな変更点は, 明晰さと一貫性があるようにしたことである。加えて, 現場での最善の実践を保証するために, 現在の家族との協力が, 家族に対する責任を考慮するように理念と原則が変更さ

\* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

れた。

すなわち、大きな変更点としては、行動規範のセクションⅢの下位項目の一つである「被雇用者に対する責任」が削除されたことである。この項目は、保育施設における運営者や管理者の被雇用者に対する責任が示された箇所であり、2005年改訂版では4つの理念と9つの原則から構成されていた。それが上記のごとく、管理者のための補足版に収録される形となった。

もう1つの変更点は、行動規範の文言の修正および追加である。前述の「被雇用者に対する責任」が削除され

たことを除けば、それ以外の理念と原則の追加や削除はなく、あくまでも文言の追加・修正にとどまっている。この点も上記の通り、保育における家族の参加や協力について言及された部分に対し追加および修正がなされている。

具体的な変更点については、表1を参照されたい（太字下線部が追加・修正部分である）。また、この更新にあわせて、倫理綱領の解説書<sup>4</sup>も改訂されている。この解説書の大きな変更点は、倫理的ジレンマ<sup>5</sup>の分析方法の精緻化、倫理的ジレンマに関する事例の増加などがあるが、この点については別稿で論じたい。

表1 2005年改訂版と2011年更新版の比較<sup>6</sup>

2005年改訂版	2011年更新版
P-1.3—我々は、子どもたちの性別、人種、出自、信仰する宗教、健康状態、障害、あるいは結婚状況／家族構成、性的志向、もしくはその他の家族の災難を根拠に利益を否定したり、特別扱いしたり、あるいは子どもたちを園や活動から排除することによって、子どもたちを差別する実践に参加しない（この原則は、特定の子どもたちにサービスを提供する合法的な権限に基づく園には適用されない）。	P-1.3—我々は、子どもたちの性別、人種、出自、 <b>滞在（在留）資格、家庭で使用される言語</b> 、信仰する宗教、健康状態、障害、あるいは結婚状況／家族構成、性的志向、もしくはその他の家族の災難を根拠に利益を否定したり、特別扱いしたり、あるいは子どもたちを園や活動から排除することによって、子どもたちを差別する実践に参加しない（この原則は、特定の子どもたちにサービスを提供する合法的な権限に基づく園には適用されない）。
P-1.4—我々は、子どもに関する決定に家族やスタッフなどの適切な知識を持つ人々を含める。その際、適切に、繊細な情報の秘密保持に努める。	P-1.4—我々は、子どもに関する決定に家族やスタッフなどの適切な知識を持つ人々を含めるために、 <b>情報の伝達を相互に行う</b> 。その際、適切に、繊細な情報の秘密保持に努める。
I-2.3—全ての家族成員を暖かく迎え、保育プログラムに参加するように勧めること。	I-2.3—全ての家族成員を暖かく迎え、 <b>共有された意思決定への参加も含めて</b> 、保育プログラムに参加するように勧めること。

I-2.5—それぞれの家族の尊厳と選択を尊重し、そしてその家族構成、文化、言語、習慣、および信条について学ぶよう努めること。

I-2.5—全ての子どもと家族に文化的に矛盾しない環境を保

<p>P-2.2—我々は、園の理念、方針、カリキュラム、評価システム、および職員の資格保有に関する情報を家族に提供し、そして、なぜ我々がそのように指導するのか—その指導が子どもたちに対する我々の倫理的責任と一致すること（セクションIを参照）—を説明する。</p>	<p>P-2.2—我々は、園の理念、方針、カリキュラム、評価システム、<b>文化的慣習</b>、および職員の資格保有に関する情報を家族に提供し、そして、なぜ我々がそのように指導するのか—その指導が子どもたちに対する我々の倫理的責任と一致すること（セクションIを参照）—を説明する。</p>
<p>P-2.4—我々は、家族が自分たちの子どもに影響する重要な決定に参加できるようにする。</p>	<p>P-2.4—我々は、家族が自分たちの子どもに影響する重要な決定に<b>参加できるように保証しなければならない</b>。</p>
<p>P-2.6—家族が自分たちの子どもと家族についての情報を我々と共有する時、我々はこの情報をプログラム（園の計画立案および実施）に際して考慮する。</p>	<p>P-2.6—家族が自分たちの子どもと家族についての情報を我々と共有する時、我々は<b>家族に関するデータがプログラムの計画や実施に大いに寄与するように保証する</b>。</p>
<p>I-4.7—子どもたちと家族のウェルビーイングを増進する政策や法律を支持し、彼らのウェルビーイングを損なう政策や法律を変革する努力をすること。必要とされる政策や法律の策定に参加し、そして、そのような取り組みに参加する他の人々やグループと協力すること。</p>	<p>I-4.7—子どもたちと家族のウェルビーイングを増進する政策や法律を支持し、彼らのウェルビーイングを損なう政策や法律を変革する努力をすること。必要とされる政策や法律の策定に参加し、そして、そのような取り組みに参加する<b>家族</b>、他の人々やグループと協力すること。</p>

—注—

- 1 倫理綱領策定までの経緯については以下の2つの文献を参照のこと。①藤川いづみ「全米幼児教育協会の倫理規定に関する研究（1）倫理規定策定のプロセスを中心に」『和泉短期大学研究紀要』26, 2006, pp. 75-81, ②鶴宏史「アメリカにおける保育者の倫理綱領の策定過程に関する研究—我が国の保育領域の専門職倫理研究および実践の課題」『神戸親和女子大学研究論叢』41, 2008, pp. 109-120
- 2 Feeny,S., Christensen,D. & Moravcik,E., *Who Am I in the Lives of Children?*, 7th edition, published by Pearson Education, Inc., publishing as Prentice Hall, 2006. (=Who am I 研究会訳『保育学入門』ミネルヴァ書房, 2010) なお、この訳本で訳出されている倫理綱領は、1997年版のものである。
- 3 NAEYCのHP URL ; [http://www.naeyc.org/positionstatements/ethical\\_conduct](http://www.naeyc.org/positionstatements/ethical_conduct) アクセス2012年4月30日

- 4 Feeny,S. & Freeman,N.K., Pizzolongo, P.J., *Ethics and the Early Childhood Educator: Using the NAEYC Code (Second Edition)*, NAEYC, 2012. これは、我が国における「全国保育士会倫理綱領ハンドブック」に該当するものであるが、より詳細に倫理理論や倫理的意思決定の方法、倫理的ジレンマの解決について解説されている。
- 5 倫理綱領によれば、倫理的ジレンマは「個人が、複数の専門職としての価値と専門職としての責任が相反する時、適切な行為を決定することを含めた道徳的な葛藤」と定義される。
- 6 前掲4) pp. 124-125

—参考文献—

- (1) 柏女霊峰監修, 全国保育士会編 (2009)『改訂版 全国保育士会倫理綱領ハンドブック』全国社会福祉協議会